平成２９年（フ）第１９１号
広島市安芸区矢野西３丁目33番７号
債務者　中野　昭二
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３６号
広島市西区観音本町２丁目11番15―304号
債務者　藤原　竜男（旧姓赤川）
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第６９号
愛媛県松山市山越５丁目１番４号　ハイムＯＣＨＩ301号
債務者　近藤由加里
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
松山地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第８４号
宮崎市上野町４番26号　第一トキワハイツ605号
債務者　鳥海　　広
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第９２号
宮崎市柳丸町388―１　柳丸コーポ南棟302号、住民票上の住所宮崎県日向市大字平岩6516番地
債務者　木田　有沙
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第４２号
那覇市字天久1090番地１　波之上産業天久マンションＡ―201
債務者　伊波さとみ
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１９５号
神戸市垂水区上高丸３丁目13番１―502号
債務者　今宮　有里
1　決定年月日時　平成29年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月９日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２２号
青森県弘前市大字門外４丁目１番地８
債務者　工藤　　強
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２９年（フ）第９６号
熊本市東区小峯３丁目５番150号　サンプレース202号室
債務者　岩﨑真奈美
1　決定年月日時　平成29年４月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月14日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３号
長野県松本市波田1412番地７　三溝県営住宅53号
債務者　松元　久子
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３６号
長野県塩尻市大字広丘堅石2146番地528　サンビレッジ百瀬Ａ101
債務者　酒井　真人
1　決定年月日時　平成29年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２９年（フ）第３２２号
京都市下京区大宮通木津屋橋下る上中之町14番地　フロントパークマイズ201号
債務者　鹿田　　聡
1　決定年月日時　平成29年４月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第９号
大分県佐伯市大字稲垣495番地６　稲垣コーポ102
債務者　左脇　　唯（旧姓津田）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２９年（フ）第３３号
宮崎県延岡市北川町川内名2860番地２
債務者　尾辻　　舞
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３５号
宮崎県延岡市川島町3018番地
債務者　玉田　松芳
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２９年（フ）第３７号
宮崎県延岡市佐野町2177番地17
債務者　平野　恵子（旧姓甲斐）
1　決定年月日時　平成29年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部